

# 令和元年第3回喬木村議会定例会会議録 ( 第 3 号 )

令和元年9月24日（火曜日）

午前9時00分 開議

## 1. 開 会

## 2. 日 程

### 第1 会議成立宣言

### 第2 会議録署名議員の指名（11番 木下温司議員 ・ 1番 佐藤文彦議員）

### 第3 議案の追加

### 第4 議案審議

議案第28号 喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 平成30年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第32号 平成30年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第33号 平成30年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第34号 平成30年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第35号 平成30年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第36号 平成30年度喬木村水道事業会計決算の認定について

議案第37号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第3号）

議案第38号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 40 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 41 号 喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

#### 第 5 請願

請願第 2 号 「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書

発議第 2 号 「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める意見書

請願第 3 号 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書

発議第 3 号 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める意見書

請願第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

発議第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

請願第 5 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

発議第 5 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

#### 第 6 発議

発議第 6 号 スマート農業実証圃への指定を求めることについて

発議第 7 号 三遠南信自動車道の建設促進・整備拡充・強化及び道路整備予算の拡充並びに道路整備事業に係る財源確保を求める要望書

発議第 8 号 三遠南信自動車道、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田バイパスまでの道路改良を求めることについて

発議第 9 号 阿島橋の新規架橋の早期着工を求めることについて

発議第 10 号 主要地方道伊那生田飯田線小川渡橋の早期架け替えを求めることについて

発議第 11 号 県道上飯田線小川・下氏乗間の拡幅改良等整備促進について

#### 第 7 議員派遣の件について

#### 第 8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

### 3. 閉 会

---

応集議員 12 名

---

---

出席議員 12名

(別表のとおり)

---

欠席議員 0名

(別表のとおり)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

---

---

---

## 1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻になりましたので、ただいまから令和元年第3回喬木村議会定例会を再開いたします。

---

## 2. 日程

### === 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言を行います。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、会議が成立していることを宣言いたします。

---

### === 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、11番、木下温司君、1番、佐藤文彦を指名します。

---

### === 日程第3 議案の追加 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、議案の追加に進みます。

9月12日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

9月12日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

役場2階会議室2において、議会運営委員会を開催いたしました。

議決を要する人事案件の追加議案1件が上程されました。

この追加議案1件につきましては、付託議案、決算認定議案より先に審議することとしました。

議員発議として、長野県、国関係機関への要望活動に関する議案6件を上程することとしました。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、日程第4、議案審議に議案第41号を追加することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、日程第4に議案第41号を追加することに決定いたしました。

---

=== 日程第4 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、議案審査に進みます。

はじめに、議会運営委員長報告のとおり、人事案件を最初に審議いたします。

---

◇ 議案第41号 喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（下岡幸文） 議案第41号、喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

議案第41号の案件は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、説明を求めます。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） それでは、議案第41号、喬木村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

2期8年間お務めをいただきました吉川貴俊委員の方から、今期をもって退任をしたいという意向が示されまして、後任を選出をさせていただくものでございます。

氏名は、鈴木敏雄さん。生年月日、昭和43年3月15日生まれ。住所は伊久間の方になります。

任期は、令和元年10月11日より令和5年10月10日となります。

鈴木さんにつきましては、平成22年に喬木中学校PTA会長を歴任された後に、飯

田下伊那PTA連合会の副会長、そして、飯田OIDE長姫高校のPTA会長という立場を経験をされておりました、保護者の立場から、また、学校教育はもとより保育行政、家庭教育の教育の向上ということで、3人のお子様を育てられています。

これからも生涯学習の中心、文化の振興等、人づくり・むらづくりに熱心に取り組んでいただける人物として推挙させていただきたいというふうに思っております。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑なしと認めます。

それでは、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第41号について、同意する方は起立願います。

（起立者・全員）

○議長（下岡幸文） お座りください。

全員起立であります。

よって、議案第41号につきましては、可決いたしました。

---

◇ 議案第28号 喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第28号、喬木村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） 議案第28号、喬木村印鑑の登録及び証明に関する条

例の一部を改正する条例の制定についての審査内容を報告いたします。

本件につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、旧氏を記載できるようにすること。加えて、本人が個人番号カードを持参した場合に限り、個人番号カードを印鑑登録証に代えて手続きができるようにするための条例改正案です。

主な質疑としましては、マイナンバーカードの登録の目標は、という問いに対しまして、県の平均が 11.2%で、8 月末時点で 7.2%、年度内には 9 %台にまで伸ばしたいという回答がありました。

また、国としては、5 年後に 100%を目標としていて、健康保険証と兼用する方針だという回答がありました。

討論はなく、採決の結果、原案どおり可決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑なしと認め、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 28 号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は、報告のとおり可決いたしました。

---

◇ 議案第 29 号 喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 29 号、喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） 議案第 29 号、喬木村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査内容を報告いたします。

本件につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に基づき、災害弔慰金の額及び災害援護資金の限度額の改定、災害障害見舞金の追加等について改定をするための条例改正案です。

主な質疑として、災害援護資金の 1.5%の利率の根拠は、という質問に対し、甚大な災害を想定しており、東日本大震災の基準を参考にしたという回答がありました。

討論はなく、採決の結果、原案どおり可決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 29 号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は、報告のとおり可決いたしました。

---

◇ 議案第 30 号 喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 30 号、喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

下平総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（下平 貢） 議案第 30 号、喬木村下水道条例及び喬木村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査結果を報告いたします。

本件につきましては、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、条例の定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うための条例改正案です。

質疑、討論なく、原案どおり可決しましたので報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第 30 号について、総務産業建設常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は、報告のとおり可決いたしました。

---

◇ 議案第 31 号 平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 32 号 平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 33 号 平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 34 号 平成 30 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 35 号 平成 30 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

◇ 議案第 36 号 平成 30 年度喬木村水道事業会計決算の認定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 31 号、平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 32 号、平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 33 号、平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について、議案第 34 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 35 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 36 号、平成 30 年度喬木村水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

佐藤予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（佐藤文彦） それでは、まず、議案第 31 号、平成 30 年度喬木村一般会計歳入歳出決算の認定についての審査を報告いたします。

各課より事務事業評価シートを用い、事業費、事業の成果と課題、総合評価などについて説明があり、決算について確認をいたしました。

質疑では、コミュニティバスの運行について、村営住宅や宅地造成の新たな取り組みについて、自主財源確保に向けた今後の対応について、社会福祉協議会の事業運営や地域福祉事業についてなどが出されました。それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論もなく、採決の結果、議案第 31 号について、当委員会としては、原案のとおり承認いたしました。

続きまして、議案第 32 号、平成 30 年度喬木村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を報告いたします。

保健福祉課より事務事業評価シートを用い、事業費、事業の成果と課題、総合評価などについて説明があり、決算について確認をいたしました。

質疑では、特定健診の受診率について、ジェネリック医薬品の使用割合について、健康ポイント事業など保険者努力支援制度についてなどが出され、それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 32 号について、当委員会としては、原案のとおり承認いたしました。

続いて、議案第 33 号、平成 30 年度喬木村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を報告いたします。

こちらにつきましては、審査事業がなかったため、保健福祉課よりの説明もありませんでした。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論もなく、採決の結果、議案第 33 号について、当委員会としては、原案のとおり承認をいたしました。

続きまして、議案第 34 号、平成 30 年度喬木村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を報告いたします。

保健福祉課より事務事業評価シートを用い、事業費、事業の成果と課題、総合評価などについて説明があり、決算について確認をいたしました。

質疑では、地区サロン事業の今後の展開についてなどが出され、それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第 34 号について、当委員会としては、原案のとおり承認をいたしました。

続いて、議案第 35 号、平成 30 年度喬木村下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、審査を報告いたします。

生活環境課より事務事業評価シートを用い、事業費、事業の成果と課題、総合評価などについて説明があり、決算を確認いたしました。

質疑はなく、質疑を終結、討論もなく、採決の結果、議案第 35 号について、当委員会としては、原案のとおり承認をいたしました。

続きまして、議案第 36 号、平成 30 年度喬木村水道事業会計決算の認定について、審査を報告いたします。

生活環境課より監査委員の意見書を用い、事業費、事業の成果、また今後の課題について説明があり、決算について確認をいたしました。

質疑では、管路の経年化率・更新率について、人口減少による今後の水道料金についてなどが出され、それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論に移り、討論もなく、採決の結果、議案第 36 号について、当委員会としては、原案のとおり承認をいたしました。

以上、平成 30 年度各会計の決算審査について、報告を終わります。

なお、詳細な質疑の内容につきましては、議員お手元にお配りしました会議録のとおりでございますので、ご確認ください。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、これより議案ごとの討論、採決に入ります。

それでは最初に、議案第 31 号について、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 31 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号につきましては、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第 32 号について、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 32 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号につきましては、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第 33 号について、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 33 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号につきましては、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 34 号について、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 34 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号につきましては、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第 35 号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 35 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号につきましては、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 36 号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 36 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号につきましては、承認することに決定いたしました。

---

◇ 議案第 37 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算(第 3 号)

◇ 議案第 38 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

◇ 議案第 39 号 令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

◇ 議案第 40 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)

○議長(下岡幸文) 次に、議案第 37 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算(第 3 号)、議案第 38 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 39 号、令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)、議案第 40 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第 2 号)を一括議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

佐藤予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(佐藤文彦) それでは、議案第 37 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算(第 3 号)の審議の内容について、報告いたします。

各課より補正予算書、補足資料を用い、款ごとに事業の詳細な説明がありました。

質疑では、10月からの保育の無償化に伴う給食費の負担について、プレミアム商品券の今後の想定について、豚コレラ対策について、小中学校の防災設備改修工事についてなどが出され、それぞれ答弁がありました。

反対意見はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第37号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続きまして、議案第38号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審議の内容について、報告いたします。

保健福祉課より補正予算書を用い、事業の説明がありました。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第38号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続いて、議案第39号、令和元年度喬木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審議の内容について、報告いたします。

こちらも保健福祉課より補正予算書を用い、説明がありました。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第39号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

続いて、議案第40号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の審議の内容について、報告いたします。

こちらも保健福祉課より補正予算書を用い、説明がありました。

質疑はなく、質疑を終結、討論に移り、討論なく、採決の結果、議案第40号について、当委員会としては、原案のとおり可と決しました。

以上、令和元年度各会計補正予算の審議について、報告を終わります。

なお、こちらの詳細な質疑内容につきましても、お手元の会議録の中にありますのでご確認ください。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりましたので、これより一括質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） ただいまの委員長報告にございましたが、31号の一般会計補正予算に關しまして、農林水産省の方で豚コレラ対策について質疑を行っておりますが、その後、その審査の後に状況が激変いたしましたので、その補足の質疑をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（下岡幸文） 委員長報告に対する質疑でありますので、委員長報告に対する質疑を行

ってください。

○5番（後藤澄壽） はい。

○議長（下岡幸文） あくまでも議案の議決でありますので、今度示されました議案に対する採決を行いますので、よろしくお願ひします。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、これより議案ごとに討論、採決に入ります。

最初に、議案第37号について、討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） それでは、先ほどの件については、討論として行わせていただきます。

この審査の後ですね、状況が豚コレラの問題につきましては激変しておりますので、その点について

○議長（下岡幸文） 議案に対する討論でございますので、議案に対して討論をいただきたいと思ひます。

○5番（後藤澄壽） はい。

○議長（下岡幸文） 討論は、賛成・反対でお願いいたします。

○5番（後藤澄壽） はい、わかりました。

○議長（下岡幸文） 今の発言は取り消されますか。

○5番（後藤澄壽） はい。

○議長（下岡幸文） 討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） それでは、討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第37号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号につきましては、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第38号について、討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 38 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号につきましては、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第 39 号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 39 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号につきましては、可決することに決定いたしました。

次に、議案第 40 号について、討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 40 号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号につきましては、可決することに決定いたしました。

---

## === 日程第 5 請願 ===

○議長(下岡幸文) 次に、日程第 5、請願に移ります。

---

### ◇ 請願第 2 号 「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書

○議長(下岡幸文) 請願第 2 号、「国の責任による 35 人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書について、議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 請願第2号、「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める請願書でございます。

それでは、請願第2号につきまして、審査結果を報告いたします。

これにつきましては、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、国の責任による35人以下学級の計画的推進と教育予算の増額を求める内容でございます。

紹介議員の佐藤文彦議員より説明がございました。

質疑はなく、賛成討論がございました。

また、意見書様式の一部修正及び、要請という部分を要望という部分に修正を加えて、当委員会としましては、採択と決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第2号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

#### ◇ 発議第2号 「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第2号、「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第2号につきまして、一部朗読をもって説明に代えさせていただきます。

発議第2号、「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額」を求める意見書、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙意見書を、国関係機関に提出するものとする。

2枚おめくりいただいて、この意見書の中の下の部分を読まさせていただきます。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、業務の多様化する学校現場で、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応をするためには、少人数学級は欠かせません。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において、早期に35人以下学級を実現する必要があります。

#### 記

1、国の責任において計画的に35人以下学級を推し進めるために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 請願第 3 号 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書

○議長（下岡幸文） 続きまして、請願第 3 号、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、請願第 3 号、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める請願書でございます。

請願第 3 号につきまして、審査結果を報告いたします。

これにつきましても、同じく、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、令和 2 年度の国の予算編成につき、どの子にもゆきとどいた教育をするために、複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める内容でございます。

質疑はなく、賛成討論がございました。

当委員会としては、採択と決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第 3 号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

◇ 発議第 3 号 「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める意見書

○議長（下岡幸文） 続いて、発議第 3 号、「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を

求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第3号につきまして、一部朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「複式学級の編制基準の改善、教職員定数増」を求める意見書でございます。

意見書の中の真ん中辺ですが、たとえ少人数の子どもたちであっても、教育の機会均等あるいは教育水準保障の観点から複式学級は避けられるべきであり、そのためには現行の学級編制基準を改善する必要があります。

また、学校規模の大小を問わず、教職員がゆとりを持って子どもたちとふれあうことができるようにするために、教職員定数を大幅に増やすことが求められます。

#### 記

1、現行の学級編制基準を見直し、複式学級の解消へ向けた適切な措置を国の責任において講ずること。

2、国の責任において各学校の抱える教育課題等に応ずるための教職員の人員確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先機関につきましては、そこに書かれているところでございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第3号について、地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 請願第4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

○議長（下岡幸文） 続いて、請願第4号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましても、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 請願第4号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書でございます。

請願第4号につきまして、審査結果を報告いたします。

これにつきましても、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要な義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を3分の1から2分の1に復元を求めるという内容でございます。

質疑はなく、賛成の討論がございました。

当委員会としては、採択と決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第4号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号につきましては、採択することに決定いたしました。

◇ 発議第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第 4 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7 番（中森高茂） それでは、発議第 4 号につきまして、一部朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書でございます。

ちょっと真ん中辺になりますが、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については、2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件が整備できず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

提出先は書かれているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第 4 号について、地方自治法第 99 条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 請願第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

○議長（下岡幸文） 続いて、請願第5号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書についてを議題といたします。

本案件につきましても、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 請願第5号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書でございます。

請願第5号につきまして、審査結果を報告いたします。

これにつきましても、同じく、喬木村学校教職員組合から出された請願であり、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当を近隣県並みに戻すことを、長野県知事宛に求めるものでございます。

質疑がございました。

へき地手当の高い県と長野県では、生涯給料においてどのくらいの差が出るのか、という質疑がございましたが、当日の委員会におきまして、資料が持ち合わせがなく、本日の委員長報告にて報告をさせていただく件を、質疑者の承諾をいただいておりますので、ここで簡潔に報告をいたします。

生涯へき地で教諭を全うするということは、生涯ということはないことですので、長野県の教職員の平均給与を基に換算して、3年間という勤務があった場合で換算させていただきました。これにつきますと、現在の長野県全体の平均額が35万1,000円ということで、2級地、例えば、根羽村へ居住して3年間勤務した場合、愛知県と比較すると、月約2万9,000円、3年間で約105万円の格差が生じてくるという説明を、昨年の説明者である楯賢蔵先生の方にお伺いし、お答えをいただきました。1級地においては、その3分の2で約72万円の格差であるとのことでございます。資料につきましては、今回、小学校の運動会ということで間に合いませんでしたが、また後日、提出の方をお願いしたところでございます。

賛成討論があり、当委員会としては、採択と決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第5号について、社会文教常任委員長報告のとおり採択するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号につきましては、採択することに決定いたしました。

---

◇ 発議第5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書

○議長（下岡幸文） 発議第5号、「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

中森高茂君。

○7番（中森高茂） それでは、発議第5号につきまして、一部朗読をもって説明に代えさせていただきます。

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書でございます。

真ん中より少し下の部分ですが、家族の養育や介護をかかえる中堅層の教職員の場合、へき地校への赴任希望を持っていたとしても、経済的負担を考慮して、へき地校赴任を敬遠せざるを得ないからです。ということでございます。

記

1、へき地手当およびへき地手当に準じる手当の支給率を、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上をはかるため、都市部との格差いわゆる相対的へき地性がいつ

そう拡大している実情を十分に把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の定率に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

長野県知事宛でございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第5号について、地方自治法第99条に基づく意見書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第5号につきましては、意見書を提出することに決定いたしました。

---

## === 日程第6 発議 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第6、議員発議に進みます。

---

### ◇ 発議第6号 スマート農業実証圃への指定を求めることについて

○議長（下岡幸文） 発議第6号、スマート農業実証圃への指定を求めることについて、をについて議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 発議第6号、スマート農業実証圃への指定を求めることについて、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙意見書を国関係機関に提出するものであります。

1枚おめくりください。

賛同議員は、ごらんの3名でございます。

内容につきましては、議員、もう既に議員の皆様方をご承知のこととありますので、記書きの朗読をもって説明に代えさせていただきます。

#### 記

スマート農業実証地区として指定を求め、モニタリング機器の整備と指導を求めること。

長野県喬木村議会。

農林水産大臣宛でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第6号について、地方自治法第99条に基づき、関係機関へ要望書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第6号につきましては、要望書を提出することに決定いたしました。

---

#### ◇ 発議第7号 三遠南信自動車道の建設促進・整備拡充・強化及び道路整備予算の拡充並びに道路整備事業に係る財源確保を求める要望書

○議長（下岡幸文） 次に、発議第7号、三遠南信自動車道の建設促進・整備拡充・強化及び道路整備予算の拡充並びに道路整備事業に係る財源確保を求める要望書についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 発議第7号、三遠南信自動車道の建設促進・整備拡充・強化及び道路整

備予算の拡充並びに道路整備事業に係る財源確保を求める要望書でございます。

地方自治法第 99 条の規定に基づき、別紙意見書を国関係機関に提出するものでございます。

1 枚おめくりください。

賛同議員は、ごらんの 3 名でございます。

同じく、記書きの朗読をもって説明に代えさせていただきます。

三遠南信自動車道の建設促進及び地方道の更なる整備拡充・強化を求める要望書。

#### 記

1、三遠南信自動車道の建設促進と予算確保を図ること。

2、地方創生の為に、地方道を含め沿線の道路整備について、地方の財政状況に応じた支援措置をとること。

3、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設を検討すると共に、用途を限定しない令和元年度補正予算を早期に編成し、令和 2 年度道路関係予算所要額を確保すること。

国土交通大臣宛でございます。

1 枚おめくりください。

それと同じものを財務大臣宛に提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第 7 号について、地方自治法第 99 条に基づき、関係機関へ要望書を提出するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号につきましては、要望書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 発議第8号 三遠南信自動車道、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田バイパスまでの道路改良を求めることについて

○議長（下岡幸文） 続いて、発議第8号、三遠南信自動車道、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田バイパスまでの道路改良を求めることについて、について議題いたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤章人君。

○8番（後藤章人） 発議第8号、三遠南信自動車道、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田バイパスまでの道路改良を求めることについて、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙意見書を県関係機関に提出するものでございます。

1枚おめくりください。

賛同議員は、ごらんの3名でございます。

同じく、記書きの朗読で説明に代えさせていただきます。

三遠南信自動車道、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田バイパスまでの道路改良を求めることについて。

記

1、飯田上久堅・喬木富田インターチェンジから富田バイパスの間の早期道路改良。  
阿部知事宛でございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第8号について、地方自治法第99条に基づき、関係機関へ要望書を提出するに、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号につきましては、要望書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 発議第9号 阿島橋の新規架橋の早期着工を求めることについて

○議長(下岡幸文) 次に、発議第9号、阿島橋の新規架橋の早期着工を求めることについてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤章人君。

○8番(後藤章人) 発議第9号、阿島橋の新規架橋の早期着工を求めることについて、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙意見書を県関係機関に提出するものでございます。

1枚おめくりください。

賛同議員は、ごらんの3名でございます。

同じく、記書きの朗読をもって説明に代えさせていただきます。

阿島橋の新規架橋の早期着工を求めることについて。

記

1、リニア中央新幹線事業に関連し、阿島橋の新規架橋の早期着工。

阿部長野県知事宛でございます。

以上であります。

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第9号について、地方自治法第99条に基づき、関係機関へ要望書を提出するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号につきましては、要望書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 発議第10号 主要地方道伊那生田飯田線小川渡橋の早期架け替えを求めることについて

○議長(下岡幸文) 続いて、発議第10号、主要地方道伊那生田飯田線小川渡橋の早期架け替えを求めることについてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤章人君。

○8番(後藤章人) 発議第10号、主要地方道伊那生田飯田線小川渡橋の早期架け替えを求めることについて、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙意見書を県関係機関に提出するものでございます。

1枚おめくりください。

賛同議員は、同じく3名でございます。

主要地方道伊那生田飯田線小川渡橋の早期架け替えを求めることについて。

記

1、小川渡橋を早期に架け替えること。

阿部長野県知事宛でございます。

以上でございます。

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第10号について、地方自治法第99条に基づき、関係機関へ要望書を提出するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第 10 号につきましては、要望書を提出することに決定いたしました。

---

◇ 発議第 11 号 県道上飯田線小川・下氏乗間の拡幅改良等整備促進について

○議長（下岡幸文） 次に、発議第 11 号、県道上飯田線小川・下氏乗間の拡幅改良等整備促進についてを議題といたします。

ここで、提出者代表より説明を求めます。

後藤章人君。

○8 番（後藤章人） 発議第 11 号、県道上飯田線小川・下氏乗間の拡幅改良等整備促進について、地方自治法第 99 条の規定に基づき、別紙意見書を県関係機関に提出するものでございます。

1 枚おめくりください。

賛同議員は、ごらんの 3 名でございます。

同じく、記書きの朗読をもって説明に代えさせていただきます。

県道上飯田線小川・下氏乗間の拡幅改良等整備促進について。

記

1、小川から下氏乗間のバイパス道路の整備促進。

阿部長野県知事宛でございます。

以上でございます。

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5 番（後藤澄壽） 賛成討論を行いたいと思います。

ご承知のように、現在、この小川・氏乗間のあそこの小川のところで通行止めになっております。落石があったということで、これはかなり長期間にわたって通行止めになっております。現に観光客等の訪れて、あそこに迂回路等の標示がございますので、迂回しておるわけでございますが、大変不便、現在は県道としての機能を果たしていない

状況になっておるわけでございますので、これはぜひ早期に実現していただきたいと思  
います。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第 11 号について、地方自治法第 99 条に基づき、関係機関へ要望書を提出するに、  
ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、発議第 11 号については、要望書を提出することに決定いたしました。

---

#### === 日程第 7 議員派遣の件について ===

○議長（下岡幸文） 次に、日程第 7、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと  
思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしま  
した。

---

#### === 日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○議長（下岡幸文） 日程第 8、委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてを議題  
といたします。

ここで、議会運営委員長より報告願います。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） 議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長よ  
り、会議規則第 73 条の規定により、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出があ  
りましたので、許可願います。

○議長（下岡幸文） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された事件はすべてを終了いたしました。

---

### ◇ 村長あいさつ ◇

○議長（下岡幸文） ここで、理事者のあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 9月定例会におきまして、村から審議をお願いしましたすべての議案につきまして、ご承認またご可決をいただきまして、大変ありがとうございました。

おかげさまで平成30年度の決算は良好に打てたということで、いよいよこれから31年度の、令和元年度の詰めの仕事に入っていき後期に向けての取り組みということになってまいります。

この議会開会中にもいろんなことがございまして、1つは、台風が何度も来たということでございます。おかげさまでこの地域には大きな被害はなかったわけですが、報道のとおり、台風の強風で千葉県では大変な災害になっている、あるいは北信の方でも、昨日の台風でだいぶ果樹が落下したというような報道もありました。

県の方でも、緊急調査ということで、千葉県の何万世帯という被災家屋の罹災証明の発行事務について町村で協力できないか、というようなお問い合わせがございまして、一応喬木村としても罹災証明、協力するというようお願いはしてございますので、要請があったら職員を派遣するということになるかというふうに思っています。

それから、これからいよいよ収穫ということになってまいります。春先の雹害、そして凍霜害の影響がどれくらいのものになるのか、実態がわかってくるのかなあとうふうに思っておりまして、今議会の一般質問でもございましたとおり、農家の被災対策について、これから考えなきゃいけないのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、万が一のための備えというのはしておかなければいけない、国の方でも農業共済制度というのがあるわけですけれども、なかなかご利用いただけない

のには何か原因があるんだろうというふうに思っておりますので、ここいらも突き詰めて、村の農政について考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

また、今日の新聞にもございましたが、保育の無償化について、給食費の取り扱いについての記事が載っております。喬木村では第3子以降は無料とするというふうに回答が載っていたかと思いますが、取り方によっては、第1子、第2子の一部減免を含む第3子無料ということになろうかというふうに思っています。

このように県下 77 市町村が、対応がきれいに分かれてしまったというのは、国の施策に何か問題があるというふうに思えてなりません。

学校、義務教育については、国の責任において行うということで、給食費については実費というような明確なルールがございますが、今まで保育については、副食分については出すというところがあったんですが、これは明文化されているわけではございませんので、その扱いについては苦慮していると、今日の社説についても載っておりますけれども、これから制度が動いて、10月から動いてまいります、新年度予算の編成にあたっては、国の明確な方針を出していただかないと、市町村は戸惑うばかりということになります。

これも全員協議会の方は、委員会の方で報告をさせていただきましたが、給食費の実額相当分は4,500円だという国の指針が出されて、その後、物価調整分にさらに680円を加えろというような厚労省からの通知がまいりましたが、全国市長会、全国町村会の方からの抗議で、これは撤回ということにはなりましたが、来年度の方策については何も決まっていないということになりますので、これからも国の動向についても注視をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、豚コレラについてですが、これも会期中に隣の高森町で発症して、全頭殺傷処分という悲しい結果になってしまいました。これは、県の畜産試験場の豚と流通をしていたのが原因ではないかとか、近くにイノシシが死んでいたもので、それから感染したんじゃないかとか、いろんな説が流れておりますが、いずれにしても、この管内に豚コレラの猛威がいよいよ差し迫ってきたということになります。

国の方では、過日、豚コレラワクチンの接種について、行っていくという方針が出されたところではありますけれども、その対象地域をどこにするか、ワクチンを打った豚を出荷制限をかけるのか、かけないのか、それからワクチン100万頭分しかございませんので、到底こう村、村じゃなくて、この長野県だけではなくて、全国規模で見ますと、10分の1にも満たない備蓄しかないという状況の中で、どこまで接種可能にするのか、

というようなさまざまな調整には数カ月かかるだろうといわれておりました、喬木村の養豚農家の皆さんも、また数カ月は何とかこれを伝染しないように努力をしていかなきゃいけないということになってまいりまして、ほんとに深刻な問題だというふうに思いますが、村でも全力を挙げて応援をしてまいりたいなというふうに思っています。

こちらについての政令が出されるのは、多分年内に間に合うかどうかというようなタイミングになろうかと思えますけれども、この間、何としても伝染を防がなきゃいけないという思いでございます。

いずれにしても、令和の船出は大変課題の多い年になってきたのかなというふうに思っておりますが、これからリニアを迎える新しい地域づくりについても、本腰を入れていかなきゃいけないという状況でございますので、ぜひ議員の皆様のご指導ご鞭撻をお願いしまして、重ねて付託しました案件のご承認に感謝を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

---

### 3. 閉会

○議長（下岡幸文） これにて、令和元年第3回喬木村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

閉 会 午前10時10分